



## 意思決定者のための要旨

# 違法、無届、無秩序漁業およびその助長要因

**違法、無届、無秩序 (IUU) 漁業により、国家管轄区と公海の両方で、世界中の漁業の持続可能性が脅かされています。**<sup>1</sup>違法漁業の危機に最も瀕しているのは発展途上国で、西アフリカの推定合計漁獲量は、届出済み漁獲量よりも40%多くなっています。このようなレベルの搾取により、海洋エコシステムの持続的管理は大きく妨害されています。<sup>2</sup>

**IUU漁業は広がっており<sup>3</sup>、世界の年間損害額は100億~235億米ドル、海産物にして1,100万~2,600万トン相当と評価されています。**<sup>4</sup>海産物のバリューチェーンにわたる影響を考慮すると、損害額は大きく増加します。<sup>5</sup>

今日の多くのIUU漁業活動は、組織化されてシステムチックな規模で、複数の管轄区にわたって行われています。<sup>6</sup>さらに、IUU漁業の最悪の例として、**人権侵害、脱税、海賊行為、および薬物、武器、人身の売買などの越境犯罪につながるが多くなっていることも、明らかになっています。**<sup>7</sup>このような犯罪は国家経済の純損失であり、短期的にも長期的にも、経済的、環境的、社会的機会が失われるという結果となり、食糧安全保障が損なわれる場合があります。<sup>8</sup>

**IUU漁業は、持続可能な漁業に加えて、重要な問題の主要因です。影響は、魚類豊度の減少に留まりません。**より幅広い問題にさらに拡大するためです。経済安全保障、食糧安全保障、健康被害(栄養)、気候調整(水産バイオマスから)はすべて懸念事項になります。

**海洋からの食糧生産を強化または拡大して、増え続ける人口を支える今後の取り組みは、政府機関、政府、国境を越えた断行なしでは損なわれてしまいます。**減少する資源を確保する必要性により、紛争という結果につながる場合があります。海上領域の安全保障と管理は、継続的な生産と資源の豊かさを確保する長期戦略の鍵となります。

**高位関係者レベルの団体は、IUU漁業と戦う必要性を認識するようになってきました。**国連は、持続可能な漁業に関する決議を採択し、IUU漁業に対処する必要性、およびそれとの闘いにすでに利用可能となっているポリシーの重要性に定期的に言及しています。また、国連の持続可能な開発目標(SDG)は急を要しています。SDG 14.4の期限が2020年に差し迫っているにも関わらず、適時に施行される可能性が低いからです。同じように、生物多様性に関する条約(CBD)は、前回の公約を満たしておらず、多くのCBD目標の中で持続的漁業量に関して明確な目標を2020年に設定しました。G7(シャルルボアブループリント2018)およびG20

(大阪首脳宣言2019)では、IUU漁業が重大問題であって対処の必要があることが認識されています。2019年には、アジア太平洋経済協力の21か国が、IUU漁業と戦うためのロードマップを採用しました。しかし、公式声明と報告書、肯定的な牽引力が多いにもかかわらず、この問題は、今後の漁業、食糧、社会の安全保障、および健全な海洋エコシステムに対する大きな脅威のまま残っています。

この論文では、持続可能な海洋経済を実現するための高位関係者パネル<sup>9</sup>を支持して、IUU漁業の問題と傾向を評価します。強調するのは、IUU漁業が乱獲の一因となる方法、およびそれが沿岸地域、経済水域、国家管轄区を越えた区域の公海に影響する方法の側面です。この論文では、IUU漁業の主な助長要因を特定し、進行中のものに加えて、問題の克服に必要な取り組み方法を提案します。

**IUU漁業の主な助長要因には、次のものが含まれます。**



国家、地域、国際レベルでの**脆弱な管理**により、規制のつぎはぎ細工が生じてIUU漁業が盛んになる余地が生まれます。



**経済的動機**によってIUU漁業、および奴隷労働などのその他の不正行為が促進されます。簡単に言うと、IUU漁業は低リスクで高利得な行為になっています。



リソースの欠如と効果的な監視の実施に伴う困難、海洋という広大な領域の管理と監視に由来する**施行の障壁**により、IUU漁業を阻止する試みが損なわれています。

この論文では、措置を取るための高位関係者レベルの断固とした機会を3件特定します。その機会が合わさって、IUU漁業の世界的な脅威に対する、確固たる達成可能な対応が実現し、海洋の健全性、生物多様性、持続可能な海洋経済が確保されます。このような措置によって既存のポリシーが補完され、IUU漁業の主な助長要因を直接的な標的とすることができるようになります。このような転機をもたらす措置を実現できるのは、政府、企業、業界、民間セクター、科学者、市民社会です。

**措置を取るための高位関係者レベルの機会により、次のような可能性が生じます。**

1. **漁業で世界的な透明性を高める。**漁船の移動の追跡およびバリューチェーンでの漁獲物の追跡の両方で、追跡方法の技術が進歩したことにより、漁業管理に新しい希望が芽生えています。どの船舶が積み替えまたは漁獲の認可をどこで受けているかについて一般社会が関心を高めることがこれと組み合わせると、法令遵守がさらに促進されます。
2. **港湾で管理を厳格化する。**すべての寄港国が国連食糧農業機関の寄港国措置協定 (PSMA) を批准して施行し、IUU漁獲物が市場に入ることを阻止する必要があります。PSMAによって当事者に求められるのは、港湾の使用を求める外国旗船舶を厳格に管理し、IUU製品の取引を検出して防止することです。
3. **コラボレーションを強化する。**IUU漁業では政治的境界が尊重されないため、国家間の地域のコラボレーションが不可欠です。行政府の部門と政府、企業と金融機関、科学機関、民生部門の間でコラボレーションが高まれば、新しい状況が生まれて影響が最大化され、コストが下がります。

措置を取るための高位関係者レベルの機会に加えて、この論文では、さまざまな関係者が取ることができる、一連の措置について詳述します。可能な場所ではどこでも、効果を最大にしてコストを正当化するために、さまざまな関係者間のコラボレーションが奨励されます。この論文では、特定の関係者の機会の下で、その他にも次のような提案を行います(表1を参照)。

# 表1: 特定の関係者の機会

## 政府の場合

1. 国連総会などの国際的なフォーラム／メカニズムにより、地域漁業管理組織の規制が不均一になっていることに対処してください。
2. 旗国は、登録の管理が旗国内で行われていて外部私企業によって実施されないことを確認することを含めて、船舶登録を適切に管理する必要があります。
3. 沿岸国は、労働規制が十分に機能していて、漁船上で検出された強制労働、労働者虐待、人身売買の事件の特定と調査が容易になっていることを確認する必要があります。規制により、このような犯罪の加害者の正当な起訴と処罰をも十分に可能にする必要があります。ケープタウン協定および国際労働機関の漁業労働条約を批准して採用する必要があります。
4. 寄港国は、PSMAを批准して施行する必要があります
5. 市場国は、欧州連合のIUU漁業規制のような規制を採用する必要があります。

## 民間セクターの場合

1. 漁業の透明性と追跡可能性を契約の条件にしてください。
2. 所有者情報が正確であることを確認し、ペーパーカンパニーの使用を避けてください。
3. 海洋法に関する国際連合条約の下での義務を果たしていない旗国とは取り引きしないでください。
4. PSMAを批准した港湾を使用することを契約や保険の条件としてください。
5. 海産物の追跡可能性と品質について消費者に保証してください(このような情報を包装に表示する)。

## 科学機関の場合

1. 世界の水産資源を最適に評価してください。
2. 気候変動による魚介の行動／移動パターンの変化に関する情報を提供してください。
3. 持続可能な漁具の技術を進歩させてください。
4. 漁業の持続可能性に関する認識を高めて、追跡可能性が保証されている海産物を選択するように消費者を啓蒙してください。

この論文では、状況に合わせて解決策を練ることの必要性を明確にしています。多くの場合、ある区域に適した解決策は、別の区域に適さないことがあります。この論文では、可能性のあるあらゆる措置を局所的に実施するか、国全体で行うか、地域で行うか、国際的に行うかに関係なく、IUU漁業に影響することをすべての読者が考慮することを奨励します。

持続可能な海洋経済に関するハイレベル・パネル(HLP)は、国連持続可能な開発目標をサポートし、人間と地球にとってのよりよい未来を作り上げるために2018年9月に発足した。HLPは、海洋の健全性と豊かさのための大胆で、プラグマティックな解決策を見つけ出すことを約束した14の国家元首からなる他に類を見ないグローバルなイニシアティブである。

HLPは、オーストラリア、カナダ、チリ、フィジー、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、日本、ケニア、メキシコ、ナミビア、ノルウェー、パラオ、ポルトガルの大統領または首相をメンバーとし、分析作業、コミュニケーション、ステークホルダー・エンゲージメントを支援する専門家グループ、アドバイザリー・ネットワーク、事務局のサポートを受けている。

この概要文書が要約した元の報告書は、海洋と経済が交錯する緊急の課題を研究する青書シリーズの一部としてHLPにより作成依頼されたものであった。青書シリーズは、47カ国から参集した世界の先端を行く160を超える専門家により執筆される。青書は、海洋とのより持続的で、豊かな関係の構築を進めていく上で助けとなる科学、技術、政策、ガバナンスおよび金融の各領域での斬新な解決策に関する最新の科学と科学の現状を取りまとめることを目的としている。青書は、HLPの活動と最終勧告のための強固な知的基盤を提供する。青書は、2019年11月から2020年6月にかけて定期的に発表され、2020年6月にリスボンで開催される国連海洋会議の前に、HLP青書全集(HLP Blue Paper Compendium)として編纂され、提供される。

各青書で示された議論、発見、勧告は、筆者個人の考えを表している。HLPは青書における発見と行動機会に関する提言一般を支持するが、メンバーは青書を承認することを求められておらず、また承認したものとして理解されるべきではない。

青書全文を含む詳細については：[www.oceanpanel.org](http://www.oceanpanel.org)。

#### Endnotes

- 1 SEAFDEC (Southeast Asian Fisheries Development Center). 2015. *Asian Guidelines for Preventing the Entry of Fish and Fishery Products from IUU Fishing Activities into the Supply Chain*. Myanmar: SEAFDEC.
- 2 Agnew, D.J., J. Pearce, G. Pramod, T. Peatman, R. Watson, J.R. Beddington, and T.J. Pitcher. 2009. "Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing." *PLoS ONE* 4 (2): e4570.
- 3 Sumaila, U.R., J. Alder, and H. Keith. 2006. "Global Scope and Economics of Illegal Fishing." *Marine Policy* 30 (6): 696–703.
- 4 Agnew, D.J., J. Pearce, G. Pramod, T. Peatman, R. Watson, J.R. Beddington, and T.J. Pitcher. 2009. "Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing." *PLoS ONE* 4 (2): e4570.
- 5 Konar, M., E. Grey, L. Thuringer, and U.R. Sumaila. 2019. "The Scale of Illicit Trade in Pacific Ocean Marine Resources." Working Paper. Washington, DC: World Resources Institute.
- 6 Haenlein, C. 2017. "Below the Surface: How Illegal, Unreported and Unregulated Fishing Threatens Our Security." RUSI Occasional Paper, July. [https://rusi.org/sites/default/files/201707\\_rusi\\_below\\_the\\_surface\\_haenlein.pdf](https://rusi.org/sites/default/files/201707_rusi_below_the_surface_haenlein.pdf).
- 7 Sumaila, U.R., and M. Bawumia. 2014. "Fisheries, Ecosystem Justice and Piracy: A Case Study of Somalia." *Fisheries Research* 157: 154–63; Telesetsky, A. 2014. "Laundering Fish in the Global Undercurrents: Illegal, Unreported and Unregulated Fishing and Transnational Organized Crime." *Ecology Law Quarterly* 41 (4): 939–97.
- 8 FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2000. *Expert Consultation on Illegal, Unreported and Unregulated Fishing*. Sydney: FAO; Sumaila, U.R. 2018. "Illicit Trade in the Marine Resources of West Africa." *Ghanaian Journal of Economics* 6 (1): 108–16.
- 9 Widjaja, S., T. Long, H. Wirajuda, et al. 2019. *Illegal, Unreported and Unregulated Fishing and Associated Drivers*. Washington, DC: World Resources Institute.